

## 著作権・引用に関して

特定非営利活動法人 *itSMF* Japan

### ● *itSMF* JapanのWebサイトに掲載しているコンテンツについて

- ・ *itSMF* JapanのWebサイトに掲載している全てのコンテンツ（文章、資料、写真、イラストなど）の著作権は、*itSMF* Japan又はコンテンツの提供者が保有しています。
- ・ 「私的使用」目的の複製、「引用」など、著作権法上認められた目的で利用する場合を除き、著作権者の許諾なしに、コンテンツの全てまたは一部を利用（複製、転載を含む）することはできません。
- ・ 著作物の引用に関しては日本の著作権法に従う必要があります、文化庁のWebサイトで各種関連資料のダウンロード、関連情報の参照が可能です。
- ・ 文化庁のWebサイトでは、入門書的な資料として、以下をダウンロードすることができます。  
「著作権テキスト～初めて学ぶ人のために～平成23年度 文化庁長官官房著作権課」  
[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/text/pdf/chosaku\\_text\\_110602.pdf](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/text/pdf/chosaku_text_110602.pdf)
- ・ 上記資料の71頁に、著作物等の「例外的な無断利用」ができる場合として、以下の条件が挙げられています。

他人の主張や資料等を「引用」する場合の例外です。

#### 【条件】

- 1 既に公表されている著作物であること
- 2 「公正な慣行」に合致すること
- 3 報道、批評、研究などの引用の目的上「正当な範囲内」であること
- 4 引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること
- 5 カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること
- 6 引用を行う「必然性」があること
- 7 「出所の明示」（（注）参照）が必要（コピー以外はその慣行があるとき）

(注)

#### 出所の明示

引用、教科書への掲載、点字による複製等の利用に当たっては、一定の条件を満たせば著作権者の了解を得る必要はありませんが、誰の著作物を利用しているかを明らかにすることが法律上要求されています（著作権法 第48条）。これが、通常「出所の明示」と呼ばれているものです。「出所の明示」をすれば著作権者の了解を得なくてもよいという誤解がありますが、それは逆で、著作権者の了解を得なくてもよい場合でも「出所の明示」の義務が課されるものであり、「出所の明示」をしても法律上の要件を満たさない場合には了解が必要です。

出所の明示は、複製又は利用の態様に応じ、合理的と認められる方法及び程度により、著作物の題号、著作者及び出版者名などを明示しなければなりません。なお、「出所の明示」の義務に違反した場合には、罰則が適用されます（著作権法 第122条）。

● TSO 書籍の著作権について

- ・ ITIL®コア書籍など TSO 発行書籍の著作権は、AXELOS が保有しています。
- ・ 引用など著作権に関しては、Best Management Practice Web サイトをご参照ください。

<http://www.best-management-practice.com/Best-Management-Practice-Help-Pages/?DI=576155>

●Van Haren 書籍の著作権について

- ・ 「サービスカタログ」など Van Haren 発行書籍の著作権は、Van Haren Publishing が保有しています。
- ・ 引用など著作権に関しては、Van Haren Publishing Web サイトをご参照ください。

<http://www.vanharen.net/>

2004/01/21 初版

2009/03/27 改版

2012/04/01 改版

2014/01/31 改版